

日本地すべり学会 研究発表会若手優秀発表賞表彰内規

(目的)

第1条 本表彰は、公益社団法人日本地すべり学会（以下、学会という）表彰細則に基づき、学会研究発表会において地すべり研究の発展に貢献しうる特に優秀な発表を行った若手会員（第3条で規定）に対して、その功績を称え表彰を行うことで研究意欲を高めるとともに、研究発表会を魅力あるものとするを目的に行う。

(表彰部門)

第2条 学会研究発表会の内、口頭発表部門とポスター発表部門の2部門に分けてそれぞれについて選考・表彰を行う。

(対象者)

第3条 表彰対象は、日本地すべり学会研究発表会における口頭発表及びポスター発表を行う個人とし、以下の4項目を満たす者とする。

- 2 選考・表彰を希望する者
- 3 申し込み時点での発表者、かつ学会研究発表会において実際に発表した者。
- 4 発表申し込み時点で、満35才以下の者。
- 5 過去に当該部門の表彰を受けていない者。ただしポスター発表部門と口頭発表部門は別枠として扱う。

(表彰者)

第4条 表彰は、研究発表会実行委員長名で行う。

(受賞者)

第5条 受賞者には表彰状ならびに記念品を授与し、受賞結果は学会誌およびホームページにて公表する。

(手続き)

第6条 賞状の授与に関する事務手続きは、事業計画部員を構成メンバーに含む研究発表会実行委員会が行う。

(選考手続)

第7条 受賞者の選考手続は下記による。

E2-3

- 2 実行委員会が依頼した者は、口頭発表とポスター発表のそれぞれを対象として審査を行い、特に優れた発表を行った第3条を満たす受賞候補者若干名を、推薦する。
- 3 実行委員会は、推薦された候補者が第3条に示す表彰対象要件全てに該当することを確認した上で、候補者の中から受賞者を選考し、公表・表彰を行う。
- 4 実行委員会は、受賞者の選考結果を表彰委員会に報告する。

(改正)

第8条 この内規の改正は事業計画部会の承認により行い、理事会に報告する。

附則

この内規は、平成29年4月17日に新規制定したもので、同日から施行する。

この内規は、以前のE2-3 日本地すべり学会研究発表会若手ポスター賞表彰内規を改正し制定したものである。